

# 玉名高校・附属中学校図書館 地域開放関連規定

平成27年4月 1日  
熊本県立玉名高等学校・附属中学校

## 目的

書籍、資料の閲覧、借り出し等の地域住民のニーズに応えることにより、地域の文化の向上に寄与する。また、地域の他の文化施設と連携を深めることにより、地域住民へのサービス向上を図る。

- (1) 利用者への対応は図書部が担当する。
- (2) 利用者に、事務室から受け取った外来者用の札を呈示してもらい、「校外利用者申込み用紙」に記入してもらう。
- (3) 利用者の範囲  
書籍、資料を館内で利用する場合には、特に制限を設けない。
- (4) 開館時間  
月曜から金曜までの学校開校日。午前9時～午後4時30分まで。  
ただし、授業で図書館が利用されている時は、原則として利用不可。(ロビーで待ってもらう。)また、学校行事の都合などで、閉館になる場合がある。
- (5) 貸出について
  - ①貸出対象・・・原則として、本校生徒の保護者、卒業生、及び玉名市周辺在住者。
  - ②利用券の発行・・・貸出の際には利用券を発行する。その時、氏名、住所確認ができるものの呈示を求める。(免許証、保険証など)
  - ③貸出期間・・・2週間(手続きにより、延長できる。)
  - ④貸出冊数・・・貸出期間中に利用可能な量であれば、一人何冊でも貸し出すことができる。
  - ⑤貸出できないもの・貴重図書、参考図書、新聞、視聴覚資料、禁帯出ラベルを貼った資料。
- (6) 複写サービスは行わない。
- (7) 紛失、あるいは汚損された書籍、資料は弁償してもらう。
- (8) 図書館内の飲食、喫煙を禁止する。また、移動通信機器等の使用を禁止する。
- (9) 図書購入については、生徒の利用に焦点を合わせた従来どおりの選書とし、特に校外利用者の利用については考慮しない。
- (10) リクエスト(希望図書)については本校生徒、職員からのものについては対応するが、校外利用者からのものについては、最寄りの公共図書館の利用を案内し、本校図書館では受け付けない。
- (11) 図書館の運営に関する意見、問い合わせ、要望等が校外利用者から出された場合は、図書部で協議の上、学校長の下承を得て対応する。